



令和4年度森林・山村多面的機能発揮対策の概要

佐々木 裕哉

北海道水産林務部森林環境局森林活用課



この交付金事業は、森林の多面的機能発揮とともに、関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取り組みを支援するものです。

支援メニューと交付金額

支援の対象になる取り組みには、2つのタイプがあります。

1つは、荒れた景観を呈している里山の再生や、再生後の景観を維持するための植樹・間伐といった施業を行なうための「地域環境保全タイプ」。もうひとつは、山林内で採取できる資源の活用、たとえば薪づくりなどを通じて、地域の活性化をうながす「森林資源利用タイプ」です。これら2種類の「メインメニュー」に組み合わせる形で、①路網の補修・機能強化など、②資機材の整備、③関係人口の創出——を支援する3つの「サイドメニュー」が用意されています。[図1]

実施のための話し合い、また技術や安全に関する研修会などを行なう場合、「活動推進費」名目の支援金があります(初年度のみ、上限11万2500円)。メインメニューの「地域環境保全タイプ」では、雑草木の刈り払いや植栽などに、1ヘクタールあたり最大12万円が交付されます。ただし、2年目以降は5000円ずつ減額される仕組みですので、ご注意ください。

「森林資源利用タイプ」では、しいたけ原木や薪などとして利用するために、林内から樹木を伐採・搬出するような場合に、1年目は1ヘクタールあたり12万円が支給されます。2年目以降の減額は「地域環境保全タイプ」と同様です。なお、どちらのタイプにも「見回り」という項目がありますが、「見回り」のみの活動では、交付対象にはなりません。また両タイプとも「雑草木の刈り払い・集積・処理」の項目を含んでいますが、この項目を活用する場合は、どちらか一方のタイプに絞って計画してください。同じ1年間に異なる場所で活動する場合は、それぞれの場所に合ったメニューを選択できます。

図1 支援メニューと国の交付額 (金額は1年あたり)

活動推進費 (3年間の活動計画を具体化する取組に対する支援)		
現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 (3年計画の実行初年度のみ対象：上限112,500円)		
メインメニュー		
地域環境保全タイプ 里山林保全活動 最大120,000円/ha	森林資源利用タイプ 薪等として利用するための伐採・搬出等の活動 最大120,000円/ha	北海道は対象外 200,000円/ha
サイドメニュー		
路網補修等 路網の補修・機能強化等 800円/m	資機材の整備 刈払機・チェーンソーなど 購入費用の1/2 林内作業車・薪割り機など 購入費用の1/3	関係人口創出等活動 10名以上の地域外関係者が参加する活動を1回以上実施 5万円/年

サイドメニューにある「路網の補修・機能強化」は、地域環境保全活動に取りかかる前、あるいは森林資源利用活動の後に行なう想定で、助成額は1mあたり最大800円です。「資機材の整備」では、たとえば刈り払い機やチェーンソーは購入費の1/2、林内作業車や薪割り機は1/3を限度に助成します。また令和3年度にスタートした「関係人口の創出・維持」の項目は、地域外から活動に参加する人を集めるための活動を支援するもので、交付額は最大5万円/年、1回分のみ助成します。

昨年度、この「関係人口の創出・維持」のメニューを活用した団体にアンケートをとったところ、「すでに人数を確保できた」「手間がかかりすぎる」「補助額が不十分」といった理由で、新年度の実施を見送る、とする回答も少なくありませんでした。一方、林野庁は、この森林関係人口創出策を重視しており、都道府県や地域協議会は、希望団体への一層の支援を求められています。新年度は、北海道主催のマッチングイベントを検討しております[図2]ので、具体的な希望をお持ちでしたらぜひご連絡ください。

図2

関係人口（マッチング）に係る取組

・都道府県、市町村、地域協議会が連携して関係人口創出・維持に係る取組支援を検討
 ・具体的には、①活動組織と関係人口の両者を対象としたマッチングイベントの開催や
 ②イベント以外に関係人口に係る情報を関係者間で共有、などを想定。

活動のイメージ

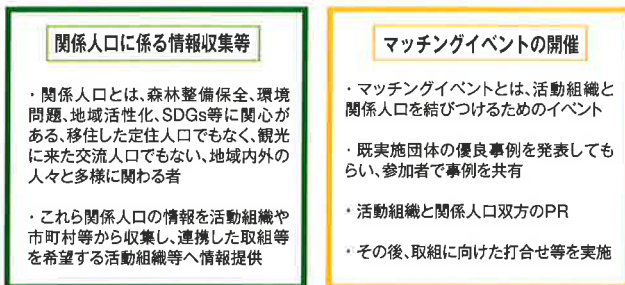
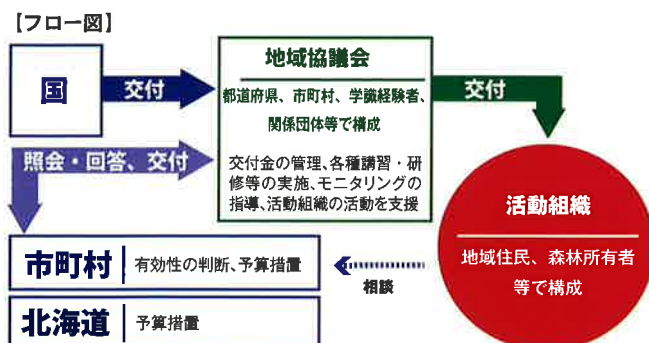


図3

交付金等の交付の流れ



交付金を受けるための条件

国からの交付金は、地域協議会を通じて、各活動団体に届けられる仕組みです[図3]。平成29年度以降、国からの交付金事業に加えて、北海道や市町村の補助事業も始まっており、同様に地域協議会を通じて活動団体を助成しています。市町村からの補助額は、国の交付額の1/6が目安です。また北海道は、市町村の支援を前提に、同じく国の交付額の1/6以内を目安に補助額を決めています[図4]。なお、資機材購入費に対する道・市町村補助はありません。市町村が活動組織にこうした補助を行なう場合、負担額の7/10(北海道に対しては1/2)が、国から特別交付税措置がなされる予定です。

本交付金の支援対象は、個人ではなく、「地域内外の住民や森林所有者など3名以上で構成される活動組織」です。面積0.1ha以上で森林経営計画が策定されていない森林での活動が対象で、あらかじめ森林所有者と協定を締結しておくことが求められています。構成員・活動区域・規約の整備などの要件を満たし、3年分の活動内容や計画図などを記載した計画書などの必要書類を整えて、北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申請してください。特に注意が必要なのは「計画する3年間のいずれの時点においても、森林経営計画が策定されていない」という条件です。近い将来、森林経営計画を策定する予定があるかないか、あらかじめ所有者にご確認ください。この条件が満たされないまま交付金を受け取った場合は、返還を求められますし、この交付金を受けるために、対象区域を森林経営計画から外すといった行為は、本事業や関連法令の趣旨に反しますので、やめてください。過去に他の国庫補助事業を受けたことのある森林も本事業の対象外です。

そのほかの留意点

活動団体は、将来はこの交付金なしでも森づくりを継続できるようになることを求められていますので、財政基盤がしっかりしていて、安全技術の向上を期待できる組織が交付対象となります。また、3年計画の2年目・3年目に、初年度と同じ場所と同じメニューを選択はできませんので、ご注意ください[図5、図6]。

本交付金の財源は税金です。本交付金の使途は、会計検査院がチェックする仕組みです。収支関係書類や活動内容を証明する写真などの書類のほか、交付金で購入した資機材の保管や使用状況などがチェックされます。書類は5年間の保管が義務づ

けられています。交付金で購入した資機材は、活動組織の活動が終了した後も、農林水産省で定める処分制限期間を過ぎるまで処分できません。適切な取扱いをお願いします。

事業内容の詳細やご不明な点については、地域協議会や私ども北海道水産林務部森林活用課(電話011-231-4111 内線28-823)にご相談ください。

図4

例)地域環境保全タイプ(里山林保全活動)、森林面積1haを例とした場合



※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに上限額が設定される予定です。(昨年は上限500万)
 ※市町村の負担額は任意ですが、市町村の負担がない場合は、国の交付額が減額されて支払われることが検討されています。
 ※「活動の実施に必要な機材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。
 ※交付単価は活動初年度の例になります。

図5

1 これまでと「同じメインメニュー」を続けるなら
 これまでに活動を行っていない「違う場所」で実施する

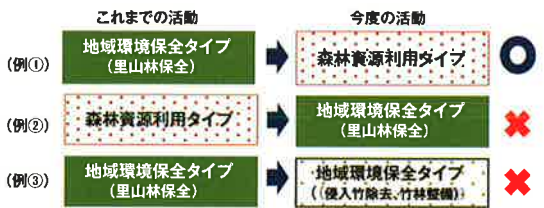
(例)第1期(2019~2021年度)に、「地域環境保全タイプ」の実施を計画していた場合で、第2期以降も「地域環境保全タイプ」を続けたい場合

	第1期			第2期以降
	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	
例①	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町 1林班	●●町の1林班以外で実施
例②	●●町 1林班	●●町 2林班	●●町 3林班	●●町の1、2、3林班以外で実施

図6

2 これまでと「同じ場所」で活動を続けるなら
 これまでと「違うメインメニュー」に切り替える

(例)これまでと同じ場所(●●町の1林班)で、今後も本交付金の活動を続ける場合



森林・山村多面的機能発揮対策

【令和4年度予算概算決定額 1,363,188(1,404,063)千円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保安全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合 (8割 [令和3年度まで])
- 地域外からの活動参加者数(関係人口を含めた活動の参加者数)が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業目標>

<事業イメージ>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,393(1,344)百万円

- ①地域住民や地域外関係者(関係人口)等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ②里山林の保全等(メインメニュー)の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動(サイドメニュー)を支援します。
 ※森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援します。採択に当たっては3年間の活動計画が必要です。
 ※地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における農地等の維持保全に資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11(9)百万円

- ①森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ②地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>

